

一般財団法人佐渡文化財団 諸規程等 目録

体系	NO	名称	施行日	改正施行日	改正施行日	改正施行日	改正施行日
総規	1	個人情報管理規程					
	2	情報公開規程					
執行 機関	3	評議員会運営規則					
	4	理事会運営規則					
	5	理事の職務権限規程					
	6	監事監査規程					
	7	組織規程					
	8	公印規定					
	9	文書管理規程					
	10	事務決済規程					
人事	11	就業規程					
	12	臨時・嘱託員規程					
給与	13	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則					
	14	給与規程					
	15	職員の旅費に関する規程					
	16	退職手当規程					
財務	17	会計処理規程					
他	18	公務使用に関する規程					

評議員・役員の役割

◎評議員会

- ・最高意思決定機関
- ・諮問、監督、理事の業務執行の承認
- ・理事・監事の選任 等

※ 財団の最高機関及びお目付け役

- ※ (定数) 3名以上10名以内
- (任期) 4年(平成34年3月31日まで)
- (報酬) 無報酬

◎理事会

- ・業務執行機関
- ・業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・代表理事の選定や解職等

- ※ (定数) 3名以上7名以内
うち1名を理事長(代表理事)とし、専務理事1名、常務理事1名を置くことができる(今のところ常務理事は未設置)
- (任期) 2年(平成32年3月31日まで)
- (報酬) 無報酬 ただし、常勤の理事(専務理事)に対しては報酬を支給することができる

◎監事

- ・理事の職務の執行と会計を監査

- ※ (定数) 2名以内
- (任期) 4年(平成34年3月31日まで)
- (報酬) 無報酬